

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和2年12月11日

金曜日

号外

## 目次

### 規則

○富山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則	1
○富山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則	12

## 規則

富山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月11日

富山県知事 新田 八郎

### 富山県規則第63号

富山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

**第2条** 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、次の各号に掲げる管理区分に応じ、当該各号に定める様式による書面により報告

することができる。

- (1) 漁獲割当管理区分 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号）
- (2) 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- (3) 漁獲努力量管理区分 漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号）

- 3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（代理人による報告）

**第3条** 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人により当該報告をする場合には、あらかじめ、漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号）によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。  
（富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の廃止）
- 2 富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年富山県規則第51号）は、廃止する。  
（富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び

管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

---

## 様式第1号（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する  
同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

報告者 氏名

（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

## 1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告しま  
す。

漁獲割当割合設定通知書の番号等	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位： )
陸揚げした日	漁獲量 (k g)

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁  
業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独  
立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）  
第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した  
地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

#### 備考

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、適宜欄を設けて記入するか別葉に記載した書類を添付することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号等」の欄は、漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記入すること。
- 3 「特定水産資源の名称」の欄は、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 5 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入すること。

## 様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

報告者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

## 1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称	
	漁船登録番号	
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（kg）

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

#### 備考

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可(漁業法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。富山海区漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入すること。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、記入しないこと。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、記入しないこと。
- 3 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入すること。
- 4 「特定水産資源の名称」の欄は、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入すること。

## 様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

報告者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

## 1 漁獲努力量等の報告

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（kg）

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1



項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

#### 備考

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄は、許可(漁業法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。富山海区漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入すること。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、記入しないこと。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、記入しないこと。
- 3 「漁獲努力量」の欄は、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量(当該特定水産資源ごとに富山県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数)を記入すること。

**様式第4号（第3条関係）**

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の  
取扱いに関する同意書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

委任者 氏名

（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名）

**1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任**

私は、漁業法（以下「法」という。）の規定による報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

**(1) 代理人**

住所

氏名

**(2) 委任期間**

年 月 日から 年 月 日まで

なお、私から委任期間終了の日の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することとします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、私は、委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ます。

**(3) 委任事項**

法第26条第1項の規定による知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項の規定による知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）

**2 個人情報の取扱いに関する同意**

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁

業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関、県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

#### 備考

- 1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することができる。
- 2 1(3)の委任事項の欄は、委任する事項を限定する場合には、該当する□の中にレ印を付すこと。なお、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。
  - (1) 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定による知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）
  - (2) 法第90条第1項の規定による知事に対する報告（漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告）

富山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月11日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第64号

富山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止について定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

**第2条** 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年富山県規則第58号）は、廃止する。

(富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に

関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

（水産漁港課）

---

